

第1四半期報告書

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社テクノマセマティカル

(E05445)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
(1) 【株式の総数等】	9
【株式の総数】	9
【発行済株式】	9
(2) 【新株予約権等の状況】	9
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	12
(4) 【ライツプランの内容】	12
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	12
(6) 【大株主の状況】	12
(7) 【議決権の状況】	13
【発行済株式】	13
【自己株式等】	13
2 【株価の推移】	13
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	13
3 【役員の状況】	13
第5 【経理の状況】	14
1 【四半期財務諸表等】	15
(1) 【四半期貸借対照表】	15
(2) 【四半期損益計算書】	16
【第1四半期累計期間】	16
(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】	17

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	18
【注記事項】	18
【セグメント情報】	19
2 【その他】	20
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	21
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月12日
【四半期会計期間】	第11期第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社テクノマセマティカル
【英訳名】	Techno Mathematical Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 正文
【本店の所在の場所】	東京都品川区北品川四丁目7番35号
【電話番号】	03-5798-3636
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 出口 眞規子
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区北品川四丁目7番35号
【電話番号】	03-5798-3636
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 出口 眞規子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第1四半期 累計(会計)期間	第11期 第1四半期 累計(会計)期間	第10期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高(千円)	89,467	70,959	533,604
経常損失(千円)	160,674	146,949	397,861
四半期(当期)純損失(千円)	159,499	155,221	398,083
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金(千円)	1,988,055	1,998,055	1,998,055
発行済株式総数(株)	24,826	25,076	25,076
純資産額(千円)	3,563,883	3,190,079	3,345,300
総資産額(千円)	3,640,923	3,280,078	3,436,528
1株当たり純資産額(円)	143,554.49	127,216.42	133,406.46
1株当たり四半期(当期)純損失 金額(円)	6,424.71	6,190.04	15,985.54
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	97.9	97.3	97.3
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	145,492	137,836	286,084
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	17,702	5,359	2,723,477
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	-	-	20,000
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	3,187,371	217,808	361,005
従業員数(人)	74	75	73

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	75
---------	----

（注）従業員数は就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間の生産実績について、当社は単一セグメントとしているため、部門別に示すと、次のとおりであります。

部門の名称	当第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比(%)
ソフトウェアライセンス事業 (千円)	8,022	103.8
ハードウェアライセンス事業 (千円)	10,144	22.7
合計 (千円)	18,166	34.7

(注) 1. 金額は製造原価によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期会計期間の受注状況について、当社は単一セグメントとしているため、部門別に示すと、次のとおりであります。

部門の名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
ソフトウェアライセンス事業	44,779	160.3	31,598	285.3
ハードウェアライセンス事業	32,410	57.2	9,599	6.6
単機能LSI事業	98	50.0	-	-
合計	77,287	91.2	41,197	26.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績について、当社は単一セグメントとしているため、部門別に示すと、次のとおりであります。

部門の名称	当第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比(%)
ソフトウェアライセンス事業 (千円)	33,251	177.6
ハードウェアライセンス事業 (千円)	37,610	53.3
単機能LSI事業 (千円)	98	50.0
合計 (千円)	70,959	79.3

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 前第1四半期会計期間及び当第1四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)		当第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社東芝	-	-	14,512	20.5
B社	29,570	33.1	12,074	17.0
ルネサスエレクトロニクス株式会社	15,191	17.0	9,000	12.7
ヤマハ株式会社	3,911	4.4	7,730	10.9
シャープ株式会社	-	-	7,700	10.9
独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構	31,999	35.1	-	-

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. B社との間には秘密保持契約が締結されているため、社名の公表は控えていただきます。

2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期会計期間(平成22年4月1日～平成22年6月30日)における我が国経済は、デフレから脱却できないながらも新興国需要やエコポイントなどの政策支援に支えられ、比較的堅調に推移しました。

このような中、当社の主要顧客業界である電子機器関連業界は、新興国向けに機能・性能を絞った製品の開発を進める一方、競争力の源泉である優れたアルゴリズムを用いた映像・画像・音声の圧縮伸張技術を追求め続けております。

具体的には、携帯型端末においてはワンセグ機能に加え、より高画質、大画面の方向に向かっていることから、映像・画像の圧縮伸張コア技術であるビデオコーデックにおける優れたアルゴリズムを市場が求めております。また、デジタル情報家電においても、高画質化に加え高音質化が求められており、低消費電力と合わせてそれらを実現するオーディオコーデックが期待されてきております。さらに、動画の配信分野においても、低ビット・レートでも高画質、高音質、低遅延を実現する圧縮伸張技術が必要不可欠のものとなっております。

このような中、DMNAアルゴリズムを用いて高画質、高音質、低遅延はもちろん、地球環境にやさしい省エネルギーなグリーン製品群を提供している当社は、国際標準規格に基づく圧縮伸張ソリューションの機能強化ならびに受注活動を行うとともに、独自規格のオリジナル・コーデックやフレーム補間技術などをさらに市場投入すべく営業努力を重ねてまいりました。

当期間における当社技術の主な採用実績としましては、携帯機器向けにノイズ・サプレッサ/音声再生速度変換、ワンセグ向けにH.264BP デコーダとフレーム補間技術が量産ライセンスとして採用されたほか、MP3エンコーダ/デコーダやJPEGエンコーダが試作・評価ライセンスとして採用されました。

一方、費用・損益面では、売上高の伸び悩みにより販管費などのコストを賄うことができず、損失を計上することとなりました。

なお、当社の売上高は、主要顧客の決算期末（主として9月と3月）に集中する傾向がある一方、販管費等のコストは、各四半期とも大幅な変動はない、という特徴を有しております。

以上の結果、当第1四半期会計期間の売上高は70百万円（前年同期比20.7%減）となり、経常損失146百万円（前年同期は経常損失160百万円）、四半期純損失155百万円（前年同期は四半期純損失159百万円）となりました。

部門別の業績は、次のとおりであります。

（ソフトウェアライセンス事業）

営業活動におきましては、単体IPでのライセンス販売から複数IPをモジュール化してのライセンス販売に力をいれました。

主要な案件としましては、ノイズ・サプレッサ/音声再生速度変換が携帯機器向けに、H.264BP デコーダとフレーム補間技術がワンセグ向けに量産ライセンスとして採用されました。また、AAC-LC、MP3 コーデックがゲーム機向けに、MP3エンコーダが電子楽器向けに試作・評価ライセンスとして採用されました。

以上の結果、当第1四半期会計期間の売上高は33百万円となりました。

（ハードウェアライセンス事業）

営業活動におきましては、超解像技術、HD技術を中心にライセンス販売活動を展開しました。

しかしながら、主要な案件としましては、セキュリティ向けにJPEGエンコーダが試作ライセンスとして採用されたにとどまった一方、ランニング・ロイヤルティが売上に貢献しました。

以上の結果、当第1四半期会計期間の売上高は37百万円となりました。

（単機能LSI事業）

超解像＋スケーラLSIと前期末に開発に成功したH.264LSIの販売活動を展開しましたが、H.264LSIはデモ・ボード、評価ボードの完成が遅れたことから、プレ・セールスにとどまりました。

以上の結果、当第1四半期会計期間の売上高は0百万円となりました。

（2）財政状態

当第1四半期会計期間末における総資産は、現金及び預金の減少などにより前期末より156百万円減少し、3,280百万円となりました。負債は、賞与引当金が減少しましたが、資産除去債務の計上などにより前期末より1百万円減少し89百万円となり、純資産は、四半期純損失の計上により前期末から155百万円減の3,190百万円となりましたが、自己資本比率は、97.3%と高い水準を維持しております。

（3）キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間における現金および現金同等物（以下「資金」という。）は、主に税引前四半期純損失を計上したことなどにより、前事業年度末に比して143百万円減少し、当第1四半期会計期間末には、217百万円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期会計期間において営業活動の結果使用した資金は137百万円（前年同期は145百万円の使用）となりました。

これは主に、税引前四半期純損失を154百万円計上したことなどによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期会計期間において投資活動の結果使用した資金は5百万円（前年同期は17百万円の使用）となりました。

これは、有形固定資産の取得による支出が5百万円発生したことによるものであります。

（4）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

（5）研究開発活動

当第1四半期会計期間における研究開発活動の金額は、115百万円であります。

なお、当第1四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

品質を第一とする開発方針を徹底することはもちろん、営業活動及び開発日程の管理を強化していくことにより、売上案件の受注確度を向上させるとともに単機能LSI事業の本格的立ち上げを推進します。また、当期は“Next 2011”新規3ヶ年計画の最終年に当たります。高解像度、高速処理、低消費電力、低遅延など、ビデオ、オーディオのデータ圧縮技術もより高度なものが求められてきております。当社は、市場の要求技術を常にリードしながら当社の技術および応用システムが普及する戦略を駆使し、また事業上関連する企業との協業も視野に入れて、売上高の増加を図って参ります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	76,800
計	76,800

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	25,076	25,076	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)1、2
計	25,076	25,076	-	-

(注)1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 当社は単元株制度は採用しておりません。

3. 「提出日現在発行数」欄には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年9月16日臨時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	845
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	845
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80,000
新株予約権の行使期間	自 平成18年10月1日 至 平成25年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80,000 資本組入額 40,000
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	質入れその他一切の処分は認めないものとする。譲渡 するには取締役会の承認を得なければならない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」欄には、株主総会の決議における新株予約権数及び新株予約権の対象となる株式数から既に失効及び権利行使が行われた数を控除した数を記載しております。

2. 株式の数の調整

行使価額の調整を行った場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

3. 新株予約権の数の調整

株式の数の調整を行った場合は、新株予約権の数についても、同様の調整が行われるものとします。

4. 行使価額の調整

- (イ) 新株予約権の発行決議日以降、に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって調整します。

(コンバージョン・プライス方式)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (ロ) 行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入します。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とします。
- (ハ) 行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知することとします。

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次に定めるところによります。

- (イ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する(会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。)場合。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。
- (ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合。調整後の行使価額は、旧商法第219条第2項に規定された効力発生日以降これを適用します。
- (ハ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用します。

に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとします。

- (イ) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ロ) 前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
- (ハ) (ハ)に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除きます。

5. 消却の条件

会社は次の場合、新株予約権を無償消却することができます。

新株予約権者が新株予約権の要項に違反した場合。

会社が合併により消滅会社となる場合。

会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となる場合。

下記6に定める規定により行使する条件に該当しないこととなった場合。

新株予約権者が新株予約権の放棄を書面にて申し出た場合。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時点においても、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役、従業員または外部協力者の他これに準じる地位にあることを要します。ただし、定年退職その他これに準じる正当な理由がある場合にはこの限りではありません。

新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した場合に限り行使できるものとします。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めません。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めません。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとします。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年 6 月30日)
新株予約権の数(個)	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80,000 資本組入額 40,000
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	質入れその他一切の処分は認めないものとする。譲渡するには取締役会の承認を得なければならない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」欄には、株主総会の決議における新株予約権数及び新株予約権の対象となる株式数から既に失効及び権利行使が行われた数を控除した数を記載しております。

2. 株式の数の調整

行使価額の調整を行った場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

3. 新株予約権の数の調整

株式の数の調整を行った場合は、新株予約権の数についても、同様の調整が行われるものとします。

4. 行使価額の調整

(イ) 新株予約権の発行決議日以降、に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって調整します。

(コンバージョン・プライス方式)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(ロ) 行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入します。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日の前日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とします。

(ハ) 行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知することとします。

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次に定めるところによります。

(イ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する(会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。)場合。調整後の行使価額は、払込期日以降、また、株主割当日がある場合はその日以降、これを適用します。

(ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額は、旧商法第219条第2項に規定された効力発生日以降これを適用します。

(ハ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。

調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日以降または割当日以降これを適用します。

に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとします。

(イ) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。

(ロ) 前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

(ハ) (ハ)に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除きます。

5. 消却の条件

会社は次の場合、新株予約権を無償消却することができます。

新株予約権者が新株予約権の要項に違反した場合。

会社が合併により消滅会社となる場合。

会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となる場合。

下記6に定める規定により行使する条件に該当しないこととなった場合。

新株予約権者が新株予約権の放棄を書面にて申し出た場合。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時点においても、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役、従業員または外部協力者の他にこれに準じる地位にあることを要します。ただし、定年退職その他これに準じる正当な理由がある場合にはこの限りではありません。

新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合に限り行使できるものとします。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めません。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めません。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	-	25,076	-	1,998,055	-	2,127,055

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第 1 四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年 3 月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

平成22年 6 月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 25,076	25,076	-
発行済株式総数	25,076	-	-
総株主の議決権	-	25,076	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4 月	5 月	6 月
最高（円）	250,000	190,000	171,900
最低（円）	135,200	105,000	113,000

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所（マザーズ）におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人和宏事務所による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社はありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表等】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,018,315	3,161,511
売掛金	69,357	80,125
仕掛品	¹ 11,197	¹ 6,947
その他	16,979	19,009
流動資産合計	3,115,849	3,267,594
固定資産		
有形固定資産	² 67,295	² 69,108
無形固定資産	19,108	21,185
投資その他の資産	77,825	78,639
固定資産合計	164,229	168,934
資産合計	3,280,078	3,436,528
負債の部		
流動負債		
未払法人税等	1,338	6,912
引当金	17,293	33,622
資産除去債務	1,069	-
その他	63,045	50,692
流動負債合計	82,747	91,228
固定負債		
資産除去債務	7,251	-
固定負債合計	7,251	-
負債合計	89,999	91,228
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,998,055	1,998,055
資本剰余金	2,127,055	2,127,055
利益剰余金	935,031	779,810
株主資本合計	3,190,079	3,345,300
純資産合計	3,190,079	3,345,300
負債純資産合計	3,280,078	3,436,528

(2) 【四半期損益計算書】
【第 1 四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第 1 四半期累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)
売上高	89,467	70,959
売上原価	54,565	18,217
売上総利益	34,901	52,742
販売費及び一般管理費	196,941	201,635
営業損失 ()	162,039	148,893
営業外収益		
受取利息	1,863	1,983
その他	110	153
営業外収益合計	1,973	2,137
営業外費用		
為替差損	18	193
その他	590	-
営業外費用合計	608	193
経常損失 ()	160,674	146,949
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,803	-
特別利益合計	1,803	-
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	7,301
特別損失合計	-	7,301
税引前四半期純損失 ()	158,871	154,251
法人税、住民税及び事業税	628	970
法人税等合計	628	970
四半期純損失 ()	159,499	155,221

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第 1 四半期累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失 ()	158,871	154,251
減価償却費	10,687	10,269
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	7,301
貸倒引当金の増減額 (は減少)	1,803	-
賞与引当金の増減額 (は減少)	4,002	15,579
受取利息及び受取配当金	1,863	1,983
売上債権の増減額 (は増加)	85,960	10,768
たな卸資産の増減額 (は増加)	394	4,249
未払金の増減額 (は減少)	67,869	7,633
その他	5,502	6,134
小計	142,869	133,955
利息及び配当金の受取額	526	-
法人税等の支払額	3,149	3,881
営業活動によるキャッシュ・フロー	145,492	137,836
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,000	5,359
無形固定資産の取得による支出	13,673	-
敷金及び保証金の差入による支出	1,741	-
長期前払費用の取得による支出	288	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,702	5,359
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	163,195	143,196
現金及び現金同等物の期首残高	3,350,567	361,005
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,187,371	217,808

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業損失及び経常損失はそれぞれ277千円増加し、税引前四半期純損失は7,579千円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は8,302千円であります。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
1 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産は、これに対応する工事損失引当金1,624千円(仕掛品に係る工事損失引当金1,624千円)を相殺表示しております。 2 有形固定資産の減価償却累計額は、134,354千円であります。	1 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産は、これに対応する工事損失引当金962千円(仕掛品に係る工事損失引当金962千円)を相殺表示しております。 2 有形固定資産の減価償却累計額は、119,309千円あります。

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 研究開発費 104,662千円 賞与引当金繰入額 3,858千円	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 研究開発費 115,530千円 賞与引当金繰入額 2,931千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) (千円) 現金及び預金勘定 3,287,716 預入期間が3か月を超える定期預金 100,345 現金及び現金同等物 3,187,371	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) (千円) 現金及び預金勘定 3,018,315 預入期間が3か月を超える定期預金 2,800,506 現金及び現金同等物 217,808

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 25千株
2. 自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。
3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年6月30日)

金融商品の四半期貸借対照表計上額の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く行なっておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前第1四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年6月30日)

資産除去債務の四半期貸借対照表計上額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

なお、当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当第1四半期会計期間の期首における残高と比較しております。

貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等については、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく現時点で移転等も予定されていないものについては、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に対応する資産除去債務を計上しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当第 1 四半期会計期間末 (平成22年 6 月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期会計期間末 (平成22年 6 月30日)	前事業年度末 (平成22年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 127,216.42円	1 株当たり純資産額 133,406.46円

2 . 1 株当たり四半期純損失金額

前第 1 四半期累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)
1 株当たり四半期純損失金額 6,424.71円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1 株当たり四半期純損失金額 6,190.04円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)
四半期純損失 (千円)	159,499	155,221
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失 (千円)	159,499	155,221
期中平均株式数 (株)	24,826	25,076
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月10日

株式会社テクノマセマティカル

取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員 公認会計士 荒木 正博 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 本宮 伸也 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社テクノマセマティカルの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第10期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テクノマセマティカルの平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月10日

株式会社テクノマセマティカル

取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 荒木 正博 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 本宮 伸也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社テクノマセマティカルの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第11期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テクノマセマティカルの平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。